

神戸市告示第 437 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和 7 年 12 月 24 日

神戸市長 久元喜造

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

東灘区本山南町 5 丁目 8 番 1 の一部

（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別図

